第六百九十七条の次に次の一条を加える。

（国税徴収法の例による市町村法定外普通税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪）

第六百九十七条の二　第六百九十五条第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第百九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七百条の六十八の次に次の一条を加える。

（国税徴収法の例による狩猟税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪）

第七百条の六十八の二　第七百条の六十六第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第百九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七百一条の二十一から第七百一条の二十九までを次のように改める。

（国税徴収法の例による入湯税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪）

第七百一条の二十一　第七百一条の十八第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第百九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七百一条の二十二から第七百一条の二十九まで　削除

第七百一条の六十八から第七百一条の七十二までを次のように改める。

（国税徴収法の例による事業所税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪）

第七百一条の六十八　第七百一条の六十五第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第百九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により指定都市等の長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七百一条の六十九から第七百一条の七十二まで　削除

第七百二条第二項中「第三百四十九条の三第十項から第十二項まで、第二十二項、第二十三項、第二十四項、第二十六項、第二十八項から第三十一項まで、第三十三項又は第三十四項」を「第三百四十九条の三第九項から第十一項まで、第二十一項から第二十三項まで、第二十五項、第二十七項から第三十項まで、第三十二項又は第三十三項」に、「第八項及び第九項」を「第九項及び第十項」に改める。

第七百二条の八第八項中「及び第三百七十五条」を「から第三百七十六条まで」に改める。

第四章第七節中第七百三十条の次に次の一条を加える。

（国税徴収法の例による水利地益税等に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪）

第七百三十条の二　第七百二十八条第七項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第百九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により地方団体の長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七百三十三条の二十六の次に次の一条を加える。

（国税徴収法の例による法定外目的税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪）

第七百三十三条の二十六の二　第七百三十三条の二十四第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第百九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により地方団体の長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七百三十四条第四項中「第七十二条の二十四の七第七項」を「第七十二条の二十四の七第八項」に、「第三項」を「第四項」に改める。

第七百四十五条第一項中「第三百七十五条」を「第三百七十六条」に改める。

附則第三条の二第一項中「特例基準割合（当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項から第四項までにおいて同じ。）」に、「この条において同じ」を「この項及び第五項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第二項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年〇・五パーセントの割合を加算した割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改め、同条第三項中「であつて特例基準割合適用年に含まれる期間（以下この項において「軽減対象期間」という。）がある場合には、当該軽減対象期間」を「を含む年の猶予特例基準割合（平均貸付割合に年〇・五パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、当該期間であつてその年に含まれる期間」に、「特例基準割合（附則第三条の二第一項に規定する特例基準割合」を「猶予特例基準割合（附則第三条の二第三項に規定する猶予特例基準割合」に改め、同条第四項中「特例基準割合が」を「還付加算金特例基準割合（平均貸付割合に年〇・五パーセントの割合を加算した割合をいう。）が」に、「附則第三条の二第一項」を「附則第三条の二第四項」に、「特例基準割合」を「還付加算金特例基準割合」に改め、同条第五項中「前各項」を「第一項から第四項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　前各項のいずれかの規定の適用がある場合における延滞金及び還付加算金の額の計算において、前各項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年〇・一パーセント未満の割合であるときは年〇・一パーセントの割合とする。

附則第四条第一項第一号中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条第七項第一号及び第十三項第一号中「第十一号ロ、第十二号」を「第十一号イ⑵、第十二号ロ」に、「、第三項及び第十項」を「及び第九項」に改める。

附則第四条の二第一項第一号中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条第七項第一号及び第十三項第一号中「第十一号ロ、第十二号」を「第十一号イ⑵、第十二号ロ」に、「、第三項及び第十項」を「及び第九項」に改める。

附則第四条の四第一項中「平成三十四年度」を「令和四年度」に、「第四十一条の十七の二第一項を「第四十一条の十七第一項」に、「平成三十三年」を「令和三年」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改め、同条第三項中「平成三十四年度」を「令和四年度」に、「平成三十三年」を「令和三年」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改める。

附則第五条の四の二第一項中「平成四十五年度」を「令和十五年度」に、「平成三十三年」を「令和三年」に改め、同条第三項中「平成三十三年」を「令和三年」に、「平成四十五年度」を「令和十五年度」に、「平成三十三年」を「令和三年」に改め、同条第七項中「平成三十三年」を「令和三年」に改める。

附則第五条の六中「平成五十年度」を「令和二十年度」に改める。

附則第六条第一項及び第四項中「平成三十三年度」を「令和二十年度」に改める。

附則第七条の三中「平成五十年度」を「令和二十年度」に改める。

附則第七条の六第一項中「平成三十二年に」を「令和二年に」に、「平成三十二年十二月三十一日」を「令和二年十二月三十一日」に改める。

附則第八条第二項及び第四項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第九項中「第四十二条の十二第四項第一号」を「第四十二条の十二第五項第一号」に改め、同条第十項中「第六十八条の十五の二第四項第一号」を「第六十八条の十五の二第五項第一号」に改め、同条第十一項から第十四項までの規定中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第十五項中「第四十二条の六第二項」を「第四十二条の十二の五の二第二項」に、「第四十二条の十二の六（」を「第四十二条の十二の五の二（」に改め、同条第十六項中「第六十八条の十五の七第二項」を「第六十八条の十五の六の二第二項」に、「第六十八条の十五の六の二」に改める。